

生駒市条例第20号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第5条第1号中「30,000円」を「29,000円」に改め、同条第2号中「15,000円」を「14,500円」に改め、同条第3号中「22,500円」を「21,750円」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号イ（ア）中「21,000円」を「20,300円」に改め、同号イ（イ）中「10,500円」を「10,150円」に改め、同号イ（ウ）中「15,750円」を「15,225円」に改め、同条第2号イ（ア）中「15,000円」を「14,500円」に改め、同号イ（イ）中「7,500円」を「7,250円」に改め、同号イ（ウ）中「11,250円」を「10,875円」に改め、同条第3号イ（ア）中「6,000円」を「5,800円」に改め、同号イ（イ）中「3,000円」を「2,900円」に改め、同号イ（ウ）中「4,500円」を「4,350円」に改める。

第26条第2項中「納期限前7日までに」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、前項に定める申請書を、納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長

が相当の理由があると認める場合は、同項に定める申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。